

(裏面)

申告するときの注意事項

- (1) この申告は、分担金の「賦課対象区域」として公告された地域内の建物の所有者が分担金納付者として申告するものです。
- (2) 上記の建物について、質権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定されたものを除く。)が設定されている場合は、それぞれの権利者が分担金納付者となり申告することになります。この場合、必ず所有者と連署してください。
- (3) 申告のない場合は、建物の所有者に分担金が課せられますからご承知ください。また申告の内容が事実と異なる場合は、認定により課せられますので正しい申告をしてください。
- (4) 同一の建物について2人以上の所有者又は権利者がある場合は、代表者を選定してください。なお、代表者以外の所有者又は権利者は、所定の欄に記入してください。
- (5) 「建物の所在」の欄には、建物の所在地を記入してください。なお、敷地内に下水道に接続する建物が複数ある場合は、それぞれ建物ごとに記入してください。また、区画整理による仮換地の指定のある土地は、仮換地先の地名地番を記入してください。
- (6) 「建物用途」の欄には、一般住宅、集合住宅、店舗、事業所等実際に使用している様子を記入してください。
- (7) 「権利の種類」の欄には、質権、使用賃借又は賃貸借を記入してください。
- (8) 「備考」の欄には所有権の移転登記がなされていない場合等について、その事由やその他参考になる事項を記入してください。
- (9) この申告書は、高崎市下水道局総務課へ提出してください。